



第2部 地域福祉計画

基本目標1 共に助け合い、支え合うまち

(1) 支え合いのコミュニティづくり

市民が共に支え合うコミュニティづくりのため、顔の見える関係づくりが進むよう、あいさつ・声かけの大切さを周知します。

また、地域の助け合い活動や地域福祉活動の活性化のため、支援が必要な高齢者、障がい者及び子育て家庭等を地域で支援する活動を実施している地区の拡大を図るとともに、自治会や老人クラブ等の地域福祉活動を担う団体への支援を行います。

なお、感染症拡大防止の観点から様々な自粛や制限が求められる中、コミュニティづくりや地域活動のあり方等、人との関わり方を含めて「新しい生活様式」に留意しながら地域福祉を推進できるよう支援します。

①地域の助け合い活動の推進

取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の中での積極的なあいさつ・声かけを通し、高齢者や障がい者、子育て家庭等、日常的な支援を必要としている人に対しての隣近所等身近な助け合い活動を活性化します。 ○障がいのある人や難病を患っている人が災害時や日常生活の中で困った際に周囲に手助けを求めるためのツールとしてヘルプカードを活用し、困っている人がSOSを出しやすくなるように環境づくりに努めます。また、周囲の人が障がいや病気の特徴を理解し、適切に支援できるよう取り組みます。 	
主な取組	▶地域共助活動推進事業	いきいき高齢課
	▶ファミリー・サポート・センター事業	こども家庭課

②地域の見守り体制の確保

取組の方向性	○民生委員・児童委員、関係機関・団体、行政、地域住民が協働して、子どもから高齢者まで日常的な見守り活動を行います。	
主な取組	▶高齢者等見守りネットワーク事業（地域福祉づくり推進事業）	いきいき高齢課
	▶地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	学校教育課
	▶民生委員・児童委員（社会福祉協力員）活動支援事業	社会福祉課

③自治会組織等への支援

取組の方向性	<p>○地域福祉活動の活性化や参加促進を図るため、最も身近な地域活動の拠点である自治会や老人クラブ活動への支援を行います。</p> <p>○地区によって活動状況も異なるため、地域の実情に合った活動を支援するとともに、模範的な取組については情報を共有し、各地区で工夫した活動が行えるよう支援します。</p>	
主な取組	▶老人クラブ支援事業	いきいき高齢課
	▶地域づくり事業	市民協働推進室
	▶地域コミュニティ事業	生涯学習課
	▶地域公民館活動奨励事業	生涯学習課



(2) 福祉意識の向上のための取組

地域福祉活動への参加を促進するため、地域福祉活動の更なる周知を図るとともに、「自助」、「互助」、「共助」、「公助」の理念の普及に努め、市民一人一人が地域福祉への理解と関心を高める取組を推進します。

また、高齢者や障がい者等への理解を深める福祉教育等を充実させ、市民の福祉意識の醸成を図ります。

①地域福祉活動の情報提供の充実

取組の方向性	○地域福祉活動の必要性や活動事例を、広報紙やケーブルテレビ等を通じて広く周知します。	
主な取組	▶民生委員・児童委員（社会福祉協力員）活動支援事業	社会福祉課
	▶広報事業	秘書広報課

②福祉教育等の推進

取組の方向性	○学校や関係団体、地域が連携し、幼少期からの高齢者や障がい者、幼児等との交流事業や体験学習を実施します。また、高齢者や障がい者、子育て家庭への支援等についての学習機会を提供し、福祉の心の醸成を図ります。 ○地域のことや近所の人が抱える課題等を市民一人一人が「我が事」として捉えられるよう、意識啓発を図ります。	
主な取組	▶福祉教育の充実	学校教育課
	▶出前講座開設事業	生涯学習課
	▶子どもふれあい事業	生涯学習課



(3) 福祉活動を担う人材の育成

ボランティア参加のきっかけづくりやボランティア活動の活性化が求められていることから、地域福祉に関わる人材養成講座への参加促進やNPO、ボランティア団体の発足に向けた相談等の支援に取り組みます。

①地域の多様な人材の育成

取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○地域活動を担うリーダーをはじめとする多様な人材の育成のため、養成講座等を実施するとともに団体への支援を行います。 ○地域活動の担い手の高齢化により、活動の継続が難しい団体もある中、元気で意欲のある高齢者をはじめ、意欲・関心のある人を地域活動へと結びつける取組を行います。 	
主な取組	▶手話奉仕員養成事業	社会福祉課
	▶認知症サポーター養成講座	いきいき高齢課
	▶消費生活リーダー養成講座受講生助成事業	くらし安全課
	▶家庭教育オピニオンリーダー養成事業	生涯学習課
	▶女性教育指導者養成事業	市民協働推進室

②NPO、ボランティア活動の活性化

取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア養成やコーディネート機能の強化に向け、ボランティア連絡協議会や社会福祉協議会と連携し、各種取組を支援します。市民活動推進センター「コラボレもおか」の活動を支援します。 ○NPOやボランティア活動等に意欲・関心を持ちながらも実践に結びついていない、潜在的な人材の発掘に取り組みます。また、継続した活動ができるよう支援します。 ○NPOやボランティア団体等の活動場所の提供に努めるとともに、運営上の困りごと等に対し、解決に向けた支援を行います。 	
主な取組	▶市民活動推進センター運営事業	市民協働推進室

基本目標 1 における数値目標

施策	指標名	基準年次 (令和2年度)	目標年次 (令和8年度)
(1) 支え合いのコミュニティづくり	高齢者等見守りネットワーク事業実施地区	13 地区 (令和元年度 18 地区)	29 地区
	地域づくり事業 6 事業以上の実施区数	27 区 (令和元年度 77 区)	90 区
	地域での活動に参加している市民の割合 (市民意向調査) ※基準年次は令和元年度	40.1%	43.2%
(2) 福祉意識の向上のための取組	民生委員・児童委員(社会福祉協力員)活動のPR回数	3 回	4 回
	出前講座数 (実施数)	48 講座 (令和元年度 166 講座)	200 講座
(3) 福祉活動を担う人材の育成	女性教育指導者研修参加者数	1 人	4 人
	ボランティア団体の数 ※市民活動推進センター登録団体数・ボランティア連絡協議会参加団体数・NPO法人数の合計	245 団体	270 団体
	今までにNPO法人やボランティア団体の活動に参加したことがある市民の割合 (市民アンケート調査)	37.4%	40.0%

基本目標 2 充実した福祉サービスのあるまち

(1) 地域福祉ネットワークの構築

地域の活性化や様々な生活課題を解決するため、福祉分野やそれ以外の様々な分野と連携した地域福祉ネットワークの構築に努めます。そのために、誰もが気軽に参加できる交流活動や相談、情報提供の場である地域福祉活動基盤の充実を図ります。また、超高齢社会や障がい者、子ども、その他各分野に対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。

① 地域福祉活動基盤の充実

取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○誰もが身近なところで様々な活動に参加できるよう地域福祉活動の基盤整備を図り、交流活動や相談、情報提供の場を充実し、市民同士の自主的な支え合いの活動を支援します。 ○様々な地域活動を実施し、これまで地域で孤立していた市民等に対して交流の機会の提供に努めます。 	
主な取組	▶まちなか保健室事業	健康増進課
	▶シルバーサロン事業	いきいき高齢課
	▶児童館運営事業	保育課
	▶子育て支援センター事業	こども家庭課
	▶地域子どもすくすく元気事業	こども家庭課

② 全市民を対象にした地域包括ケアシステムの構築

取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者を対象としている地域包括ケアシステムについて、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年問題に対応するため、医療・介護・予防・生活支援・住まいが一体的に提供できるよう推進に努めます。 ○誰もが住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、各分野の支援の包括化や地域連携、ネットワークづくりについて、関係機関と連携し、体制整備に努めます。 	
主な取組	▶生活支援体制整備事業	いきいき高齢課
	▶総合相談支援事業	いきいき高齢課

(2) 地域における福祉サービスの充実

今後充実してほしい市の取組として、市民の多様な福祉ニーズに対応した福祉サービスの充実が求められています。

妊娠期から子育て期にわたるまでのニーズに対して、総合的支援を提供する拠点としての子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点、子育て支援センター等による子育て支援の充実を図ります。また、地域における切れ目のない支援を提供するため、介護保険と障がい福祉両制度をまたがる一体的な支援として共生型サービスの体制整備及び提供を検討します。

このように、子ども、高齢者、障がい者をはじめ、生活困窮者や地域で様々な生活課題を抱える人に向けた施策の充実に取り組みます。

また、「自分や家族の健康のこと」や「自分や家族の老後のこと」に不安を感じる市民が多くみられるため、高齢者等の健康・生きがいづくりにつながる施策に取り組みます。

なお、限られた事業費の中で福祉サービスの充実を図るにあたり、活動資源となる真岡市ふるさと寄附金等は貴重な財源となります。今後、寄附金等の周知に取り組むほか、財源の一部として有効に活用します。

① 社会福祉協議会支援の強化

取組の方向性	○地域福祉推進の中核を担う社会福祉協議会の体制強化を図るとともに、定期的な情報交換・連携を図りながら、活動を支援します。	
主な取組	▶社会福祉協議会運営支援事業	社会福祉課

② 子育て支援の充実

取組の方向性	○「真岡市子ども・子育て支援プラン」に基づき、子育て世代包括支援センター及び子育て支援センターの機能充実、利用ニーズに応じた放課後児童クラブの整備、ファミリー・サポート・センターの利用促進、地域サロンの支援強化等、地域における子育て支援の充実を図ります。 ○新庁舎周辺に子どもの遊び場、子育て支援センター等の複合施設の整備を進めます。	
主な取組	▶子育て世代包括支援センター事業	こども家庭課
	▶子育て支援センター運営・整備推進事業	こども家庭課
	▶ファミリー・サポート・センター事業	こども家庭課
	▶放課後児童健全育成事業	保育課
	▶放課後子ども教室事業	生涯学習課

③高齢者福祉施策の充実

取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○「真岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、介護予防ボランティアの育成やシルバーサロン事業の充実等、地域における介護予防の推進や生きがいづくりの推進を図ります。 ○高齢化の進行に伴い、認知症高齢者は今後更に増加することが見込まれており、認知症予防や早期発見・早期対応、相談事業等、本人やその家族に対する支援の充実を図ります。 ○高齢者のニーズに応じた職域の開拓をはじめ、就労に向けた活動が活発に行われるよう、シルバー人材センター等と連携し、就労支援を行います。 	
主な取組	▶地域福祉づくり推進事業	いきいき高齢課
	▶シルバーサロン事業	いきいき高齢課
	▶認知症予防オレンジサポーター養成講座	いきいき高齢課

④障がい者施策の充実

取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○「真岡市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」に基づき、障がい者が身近な地域で生活できるよう、障がい福祉サービス基盤の充実を図ります。 また、相談支援事業において、障がい者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の障がい福祉サービスの利用支援等を行います。さらに、地域の相談支援事業者等の相談機関との連携の強化を行うため、真岡市障害児者相談支援センターや基幹相談支援センターの機能強化を図り、より総合的・専門的な相談体制を目指します。 ○障がい者等の活動場所や交流場所を提供し、就労につながる様々な機会の提供を行い、社会参加や生きがいづくりの推進を図ります。 ○障がい者等が自信や生きがいを持って社会参画できるよう農福連携の周知を図り、農業分野における障がい者等の雇用促進を図ります。 	
主な取組	▶障がい者相談支援事業	社会福祉課

⑤生活困窮者等への支援の充実

取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○生活困窮者の自立の促進を図るために、生活困窮者自立支援法に基づき、相談や家計改善支援、就労支援、学習支援、住居確保給付金の支給等の各種支援を実施します。 ○相談支援員、就労支援員が生活困窮者の相談を受け、利用可能な支援策について助言を行います。また、生活保護が必要な人には生活保護を適用し、生活に必要な最低限の支援を行うとともに必要に応じて自立助長を促します。 	
主な取組	▶生活困窮者自立支援事業	社会福祉課

⑥健康づくりの推進

<p>取組の方向性</p>	<p>○「健康増進計画（真岡市健康 21 プラン）」に基づき、乳幼児から高齢者まで、地域での健康づくりを推進します。</p> <p>○「真岡市自殺対策計画」に基づき、誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、こころの健康づくりに関する周知啓発を行います。</p>	
<p>主な取組</p>	<p>▶地域健康づくり推進事業</p>	<p>健康増進課</p>
	<p>▶自殺予防対策事業</p>	<p>社会福祉課</p>



(3) 包括的な支援体制の構築

近年、社会的孤立、ダブルケア、8050問題、生活困窮等の問題が複雑化・複合化しており、これまでの高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者といった属性別の支援体制では、対応が困難な状況となっています。このような現状に対応するため、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な相談支援体制の充実を図るとともに、国が示す新たな事業である重層的支援体制整備事業（1.相談支援、2.参加支援、3.地域づくりに向けた支援）の実施に向けて体制の構築に向けた取組に努めます。

① 相談支援体制の充実

取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○複雑で多岐にわたる相談内容に対し、属性や世代、分野等にとらわれない一体的な相談の受け止め体制を構築します。 ○専門職・関係機関などによる専門的な相談ができるよう支援します。 	
主な取組	▶子育て世代包括支援センター事業	こども家庭課
	▶子ども家庭総合支援拠点事業	こども家庭課
	▶障がい者相談支援事業	社会福祉課
	▶生活困窮者自立支援事業	社会福祉課
	▶包括的支援事業	いきいき高齢課

② 地域課題や支援を必要とする人の早期把握

取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○積極的なアウトリーチを行い、いつでも気軽に相談できる体制を構築するとともに、各種福祉サービスにつなげられるよう相談窓口と各機関との連携を強化します。 	
主な取組	▶乳児家庭全戸訪問事業	こども家庭課



(4) わかりやすい情報提供の充実

地域福祉が推進されるためには、福祉サービスをはじめ、相談窓口や民生委員・児童委員、ボランティア等の地域における活動、地域資源等の必要とするあらゆる情報を、年齢や障がいの有無等に関わらず誰もがスムーズに、確実に得られる環境が不可欠です。広報紙をはじめとする様々な情報媒体を用いて、わかりやすい情報提供の充実に取り組みます。

①情報提供の充実

取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者や障がい者など、誰にでもわかりやすい情報提供を心掛けるとともに、手話通訳者や要約筆記奉仕員の派遣をするなど、情報のバリアフリー化を推進します。 ○広報紙やパンフレット、ホームページ、ケーブルテレビ、FMラジオ、公式アプリ、各種SNS等を活用して積極的な情報発信を行うとともに、関係機関や団体等との情報を共有し、利用する側に立った効果的な情報提供を充実します。 	
主な取組	▶意思疎通支援事業	社会福祉課
	▶広報事業	秘書広報課



(5) 福祉サービスの質的向上

利用者の立場に立った福祉サービスの提供や介護サービス適正実施指導事業及び福祉サービス第三者評価制度の更なる周知、利用促進等によるサービス提供事業者への支援等に取り組み、質の向上を図ります。

①福祉サービス従事者の質の向上

取組の方向性	○多様化・複雑化する相談に対し、相談業務等福祉サービスに従事する者が専門性を発揮し、質の向上を図れるよう、各種研修等の支援や、福祉サービス事業者への各種研修等の周知を積極的に行います。	
主な取組	▶地域密着型施設事業所実地指導事業	いきいき高齢課

②福祉サービス事業者との連携の強化

取組の方向性	○多様化・複雑化する福祉ニーズに対応するため、福祉サービス事業者との事例の共有や意見交換を通し、福祉サービスの質の向上を図れるよう連携を強化します。	
主な取組	▶障がい者相談支援事業	社会福祉課
	▶基幹センター運営事業（障がい者）	社会福祉課

③福祉サービス事業者への支援

取組の方向性	○福祉サービス利用者の不満、苦情の解消や利用者の声をサービス事業者に伝えるため相談員の派遣や、福祉サービス第三者評価制度を設置する等、福祉サービスの質の向上へつながる制度等を広く周知し、利用促進を図ります。	
主な取組	▶介護サービス適正実施指導事業	いきいき高齢課



基本目標 2 における数値目標

施策	指標名	基準年次 (令和 2 年度)	目標年次 (令和 8 年度)
(1) 地域福祉ネットワークの構築	まちなか保健室健康相談実施延べ日数	258 日 (令和元年度 617 日)	802 日
	子育て支援センター延べ利用人数	11,068 人 (令和元年度 25,280 人)	20,000 人
(2) 地域における福祉サービスの充実	真岡市で子育てをしたいと思う親の割合	97.8%	98.0%
	シルバーサロン延べ利用者数	3,467 人 (令和元年度 12,628 人)	10,800 人
	地域健康づくり推進事業実施区数	38 区 (令和元年度 87 区)	130 区
(3) 包括的な支援体制の構築	児童虐待又は児童虐待の疑いがあるお子さんがいる場合、どこに相談・通報するかわからない保護者の割合 (子ども・子育て支援事業ニーズ調査) ※5年に一度の調査のため基準年次は平成 30 年度	就学前児童の保護者 12.0%	就学前児童の保護者 5.0%
		小学生の保護者 11.3%	小学生の保護者 5.0%
	障がい者相談延べ件数	1,716 件	2,000 件
	生活困窮者自立支援事業(就労支援事業)就労割合	13.0%	15.0%
	悩みや不安の相談先がわからないという市民の割合 (市民アンケート調査)	10.2%	8.0%
(4) わかりやすい情報提供の充実	手話通訳・要約筆記者派遣事業利用件数	148 件	170 件
	市政に関する情報を得られていると感じている市民の割合 (市民意向調査)	62.3%	70.0%
(5) 福祉サービスの質的向上	障がい者に関する地域相談支援機関とのケース共有会議及び情報交換の実施回数	15 回	30 回
	障がい者施設サービスの質の向上のための指導件数	36 件	45 件
	介護サービス訪問事業所数	13 か所 (令和元年度 29 か所)	30 か所

基本目標3 安全で安心して暮らし続けられるまち

(1) 住み続けられる住環境の整備

誰もが安心して、快適な日常生活を営むとともに、自らの意志で自由に行動でき、積極的に社会参加できるよう、生活道路や公共施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインを取り入れたやさしいまちづくりを推進していきます。

また、高齢化の進行や自動車運転免許証返納に伴い、自分の力だけで移動ができない人が増加することが予想されるため、高齢者をはじめ、移動に困難を感じる人のニーズに対応した交通環境の整備を図るとともに、地域に暮らすすべての人が安心して住み続けられるよう、居住環境の整備を図ります。

①バリアフリーのまちづくりの推進

取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○すべての人が住みやすいまちづくりを目指し、道路、公共施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザインを取り入れた整備を推進します。 ○地域の要望や市民からの通報、道路パトロール等による修繕箇所について、迅速に対応し、安全・安心な環境維持に努めます。 	
主な取組	▶公共施設等整備事業	関係各課
	▶道路整備事業	建設課

②利用しやすい交通環境の整備

取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○いちごタクシー（デマンドタクシー）やいちごバス（コミュニティバス）の利用促進を図るとともに、新たな市内公共交通網の検討や福祉タクシー券の交付等、高齢者や障がい者の移動支援の充実を図ります。 ○民間事業者と連携を図り、市民のニーズに対応した公共交通利用環境の充実を図ります。 	
主な取組	▶障がい者移動支援事業	社会福祉課
	▶福祉タクシー事業	社会福祉課 いきいき高齢課
	▶公共交通ネットワーク整備事業	総合政策課
	▶ユニバーサルデザインタクシー整備事業費補助事業	総合政策課

③居住環境の充実

取組の方向性	<p>○高齢者、障がい者、低所得者等の住宅確保が必要な人への支援として、県や民間事業者等と連携し、適切な管理や住まいの安定的な供給に努めます。</p> <p>○高齢者や障がい者等の多様なニーズに応じた安心できる住宅の確保を推進します。</p>	
主な取組	▶市営住宅管理事業	建設課
	▶住宅セーフティネット構築の推進	建設課



(2) 安心して暮らせる環境の整備

台風や地震などの自然災害の発生や感染症の拡大は、すべての地域住民に甚大な被害を及ぼす可能性があるため、平常時から災害時に対する心構えを周知し、感染症対策への厳重な対応を図ることで、災害・感染症に対応した強いまちづくりを推進します。

また、高齢者に対する交通安全の啓発をはじめ、防犯意識の向上や消費生活に関する情報の周知に取り組み、安心して暮らせる環境づくりを推進します。

①災害時避難行動要支援者に対する支援

取組の方向性	○災害時に支援を必要とする高齢者や障がい者等の避難行動要支援者名簿の更新を随時実施し、災害時における個別計画の策定を推進します。また、避難行動要支援者が安全に避難できるよう関係機関と連携を図ります。	
主な取組	▶避難行動要支援者対策事業	社会福祉課

②地域の防災活動に対する支援

取組の方向性	○地域における自主防災活動を行う自主防災組織の育成を行うとともに、災害時における地域住民の協力体制の確立と意識の高揚を図るため、地域で行う防災避難訓練を実施します。また、防災に関する周知啓発に努めます。	
主な取組	▶自主防災組織育成事業	くらし安全課
	▶防災避難訓練事業	くらし安全課

③地域の交通安全・防犯・消費生活活動に対する支援

取組の方向性	○高齢者や子ども等の市内の交通事故や犯罪被害、消費生活におけるトラブルを防止するため、地域における交通安全、防犯、消費生活活動に対する支援を行います。 ○警察や学校、関係機関・団体と連携し体制強化を図るとともに、地域の自主的な活動を支援し、地域ぐるみの見守り活動を推進します。	
主な取組	▶地域づくり事業	くらし安全課
	▶交通安全啓発事業	くらし安全課

④感染症対策の推進

取組の方向性	<p>○日常生活や地域福祉の推進にあたり、「新しい生活様式」（1. 身体的な距離の確保、2. マスクの着用、3. 手洗いの基本的感染防止対策）の定着や継続した対策を図ります。</p> <p>○今後も感染防止対策に関する情報提供や周知啓発に努め、感染防止対策を講じながら地域交流活動の見直しや新しい生活様式に基づいた活動を推進します。</p>	
主な取組	▶感染症予防に関する啓発事業	健康増進課



(3) 市民一人一人の人権の尊重

認知症高齢者や障がい者等の判断能力が十分でない人等に対応する成年後見制度の利用促進や障害者差別解消法の普及啓発に取り組みます。

また、多様な人権が尊重されるよう男女共同参画等の推進を図るとともに、虐待やDVに関する相談件数の増加や複雑困難なケースに対応するため、関係機関との連携を図った支援強化に取り組みます。

①権利擁護事業の普及と啓発

取組の方向性	<p>○判断能力が十分でない人等が地域において自立して生活できるよう、成年後見制度について広く周知するとともに、利用等についての相談窓口を充実します。地域包括支援センターや民生委員・児童委員と連携し、対象者の把握に努めます。</p> <p>○成年後見制度利用促進基本計画を定め、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的な推進を図ります。 [真岡市成年後見制度利用促進基本計画] 参照</p> <p>○障がいを理由とする差別の解消のため、行政サービス等における合理的配慮を行うとともに、障害者差別解消法についての周知等を図ります。</p>	
主な取組	▶成年後見制度利用支援事業（高齢者・障がい者）	いきいき高齢課 社会福祉課
	▶権利擁護事業	いきいき高齢課
	▶障害者差別解消法の普及啓発事業	社会福祉課

真岡市成年後見制度利用促進基本計画

ア) 計画の目的

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力が不十分なため、契約等の法律行為における意思決定が困難な人を後見人等が代理し、必要な契約等の締結や財産管理を行うなど、本人の保護をする制度です。

近年、高齢化の進行に伴い、認知症高齢者や単身高齢者等は増加傾向にあり、判断能力が不十分な人の権利を擁護する成年後見制度の必要性が高まっています。制度の利用促進に関する施策の総合的な推進を図るため、「真岡市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、本人保護といった基本的な考えのもと、住み慣れた地域で尊厳を持って安心して暮らすことができる社会の実現を目指します。

イ) 計画の位置付け・期間

本計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）」第14条第1項の当該市町村の区域における成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画として、位置付けます。

また、本計画は「真岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画（第3期）」と一体の計画として策定することから、計画期間は令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

ウ) 真岡市の現状と課題

- 本市の高齢化率は令和2年10月1日現在で27.3%となっており、人口推計をみると、令和22（2040）年においては、高齢化率は33.3%と、3人に1人が高齢者という人口構成になることが予測されています。それに伴い、認知症高齢者も増加することが見込まれます。
- 本市の知的障がい者と精神障がい者は、平成29年から令和2年にかけて、いずれも増加傾向にあります。
- 市民アンケート調査における成年後見制度の認知度は、「知らない」が38.7%、「聞いたことはあるが、内容はよくわからない」が31.4%と、約7割が制度について知らない、わからないという結果になっています。
- 市民アンケート調査における成年後見制度が必要になった場合の利用意向は、「わからない」が62.7%となっています。

高齢者や障がい者を取り巻く現状から、今後も成年後見制度の必要性が高まることが見込まれますが、制度の周知が進んでいないのが現状となっています。

今後は、制度の周知及び権利擁護の重要性について普及啓発を図るとともに、制度の正しい理解を広め、必要に応じた制度の利用を促進することが必要となります。また、適切な支援を提供するため、相談・対応体制の整備と利用しやすい環境整備が求められています。

エ) 今後の方策

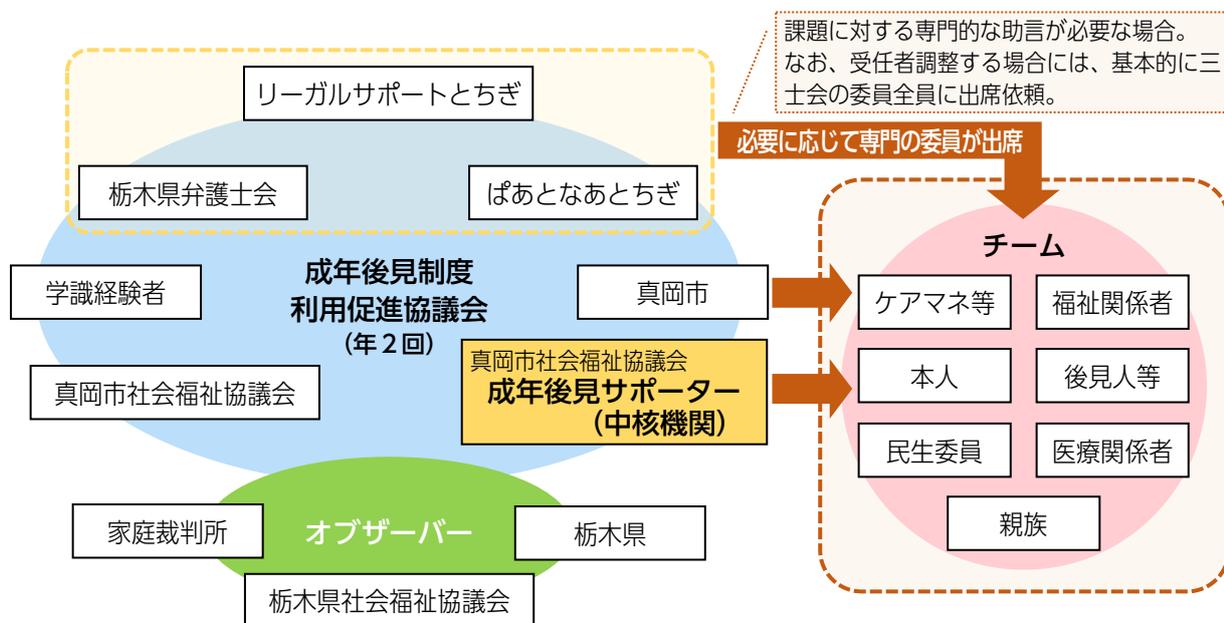
■地域連携ネットワークの構築

後見人等と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守る「チーム」による支援体制の整備を図るとともに、地域の専門職団体や関係機関との連携強化策などの地域課題の検討・調整を行う「成年後見制度利用促進協議会」を活用し、成年後見制度の利用促進を目的とした「地域連携ネットワーク」の構築を進めます。

【地域連携ネットワークの役割】

- ・権利擁護支援の必要な人の発見、支援
- ・早期の段階から相談、対応体制の整備
- ・意思決定支援、身上保護を重視した成年後見制度利用の運用に資する支援体制の構築

【地域連携ネットワークのイメージ】



●成年後見サポートセンター（中核機関）の役割

- ・制度利用に関する相談対応
- ・相談ケースへの個別対応と支援
- ・申立手続きの支援
- ・後見人（チーム）に対する支援
- ・制度の広報と普及活動
- ・協議会の運営

●チーム会議（毎月定例開催）

- ・支援方針の決定
- ・制度利用の検討
- ・申立人の選定
- ・受任者調整

●協議会における検討事項

- ・中核機関の設置・運営、機能強化
- ・地域連携ネットワークの構築・運営、機能強化
- ・担い手の確保策
- ・多職種間での連携強化策
- ・その他の地域課題の協議・調整

■成年後見サポートセンターの取組

「成年後見制度利用促進協議会」の事務局としての役割を担い、「地域連携ネットワーク」において関係機関とのコーディネートを行う「成年後見サポートセンター」の機能強化を図り、地域の様々な団体等と連携し、成年後見制度の利用促進に取り組みます。

■成年後見サポートセンターの機能

広報機能	成年後見制度について、パンフレット作成・配布、研修会の開催など普及啓発を積極的に行います。
相談機能	相談体制を強化し、多方面からの多様な相談を受けます。相談者のニーズを見極め、必要な支援につなげます。
成年後見制度利用促進機能	成年後見の申し立てに関わる支援や適正な候補者の選任を行います。 ①受任者調整（マッチング）等の支援 ②日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行
後見人支援機能	後見人等の活動を支援します。

②男女共同参画の推進

取組の方向性	○男女が共にあらゆる分野の地域活動に参加することができるよう、男女共同参画についての情報紙の発行や地域座談会、講演会、セミナー等を実施し、普及啓発を図ります。	
主な取組	▶男女共同参画社会づくり事業	市民協働推進室

③虐待、DVの防止

取組の方向性	○虐待やDV防止に向けた啓発活動を充実するとともに、児童、高齢者、障がい者の虐待防止に向けた相談体制と関係機関との連携を強化し、早期発見、早期対応ができる体制整備を図ります。 ○虐待やDVの被害者のためのサポートとして、心のケアや自立支援を図るとともに、虐待やDVを行った者が抱える課題の解決に向けた支援を実施します。	
主な取組	▶乳児家庭全戸訪問事業	こども家庭課
	▶要保護児童等対策事業	こども家庭課
	▶婦人相談事業（DV相談を含む）	こども家庭課
	▶虐待防止対策事業（児童・高齢者・障がい者）	こども家庭課 いきいき高齢課 社会福祉課

基本目標3における数値目標

施策	指標名	基準年次 (令和2年度)	目標年次 (令和8年度)
(1) 住み続けられる住 環境の整備	障がい者福祉タクシー券利用率	35.1%	40.0%
	公共交通が利用しやすいと感じてい る市民の割合（市民意向調査）	32.5%	45.0%
(2) 安心して暮らせる 環境の整備	避難行動要支援者の災害時における 支援の要・不要に関する回答割合	57.9%	80.0%
	防災避難訓練の実施回数	0回 (令和元年度1回)	3回
	交通安全教室の開催数	86回 (令和元年度168回)	200回
(3) 市民一人一人の人 権の尊重	成年後見制度を知っている市民の割 合（市民アンケート調査）	27.4%	35.0%
	成年後見制度利用による相談件数	高齢者 17件	高齢者 152件
		障がい者 2件	障がい者 6件
	男女の固定的役割分担意識が解消さ れていると感じている市民の割合 （市民意向調査）	52.1%	60.0%